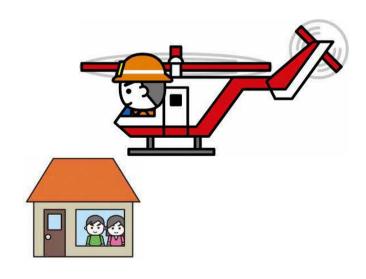
第3編 風水害等編



災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は 応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等 の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものと する。

第1節 組織計画

【I 風水害その他事故等による対応体制】

1 災害警戒準備体制・災害警戒本部(災害対策本部の設置前の体制)

沖縄気象台から大雨、洪水等の注意報・警報等が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部の設置に至らない場合のときの組織体制と所 掌事務について定めるものとする。

(1) 災害警戒準備体制

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合、必要に応じて防災担当者(危機管理課職員)による災害警戒準備体制をとるものとする。

(2) 災害警戒本部

災害の発生や災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置には至らないものの、組織として横断的な対応をとる必要があるときは、「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- ① 沖縄気象台から大雨や洪水、暴風等の警報の発表があり、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき。
- ② 沖縄気象台から土砂災害警戒情報の発表があり、避難対策等の必要があるとき。
- ③ 沖縄本島地方(中部)が台風による暴風域に入ることが予想されるとき。
- ④ 大規模な事故等により、情報の収集を強化する必要があるとき。

〈組織及び所掌事務〉

- ① 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副市長をもって充てる。
- ② 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長、市長部局の部長、参事等、教育委員会の部長、水道部長、消防長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務部長が指揮をとるものとする。
- ④ 本部長は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指

定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項はその都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の 提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催場所	市役所本庁 3 階庁議室
主な報告事項	○ 各部の配備体制
	① 緊急措置事項
主な協議事項	② 被害状況に関すること
	の 応急対策に関すること
	⑦ 避難情報等に関すること
	⑤ 災害対策本部の設置に関すること
	⑦ その他災害対策の重要事項に関すること
	の 災害警戒本部の廃止に関すること

⑤ 災害警戒本部の組織編成及び所掌事務は、第2編の第1章 第1節に掲げる《災害対策本部等 (警戒本部)の所掌事務及び組織機構》に準ずるものとする。

2 災害対策本部

災害の規模が大きく、全庁体制により災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときには、市長を本部長とした「災害対策本部」を設置するものとする。

(1) 災害対策本部の設置等の基準

① 本部の設置・廃止の基準

種 別	基準
	⑦ 市内において、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。
	① 市内に大規模な災害が発生し、本部設置による対策を要するとき。
	⑦ 県災害対策本部が設置された場合において、市災害対策本部の設置の必
本部の設置	要があるとき。
	② 沖縄気象台から大雨等の特別警報の発表があり、情報の収集及び避難対
	策等の必要があるとき。
	⑦ 大規模な事故等により、周辺住民の避難などが予想されるとき。
	本部の廃止について、次の事項に従い市長が決定する。
大切の皮は	⑦ 災害の危険が解消したと認められるとき。
本部の廃止	⑦ 災害発生における応急措置がおおむね完了し、本部による対策実施の必
	要がなくなったと認められるとき。

② 本部設置・廃止における通知及び公表

本部を設置又は廃止したときの関係機関等に対する通知公表は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

③ 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として市役所本庁舎とする。

なお、本庁舎が災害等の影響を受け使用できない場合は、「第 2 編 第 1 章 第 1 節 組織計画」によるものとする。

(2) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織については、「第2編 第1章 第1節 組織計画」に準ずるものとする。また、事務分掌は以下の通り。

班	別	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		配	配備要員数		
部	班	初動期	事 務 分 掌 	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
統括情報部	全体統括班	①本部の設置運営に関すること。 ②災害情・整理・など害集をであるととのでは、 ・本部のでは、 ・などでは、 	初動期の活動に加え、災害救助法適用の場合 ②災害救助法に関すること ③罹災証明書発行等の総合調整に関すること ④業務継続計画の調整に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑤災害救助法に係る救助経費求償事務調整に関すること ⑥罹災証明書の調査・発行等の総合調整に関すること	3	全職員	全職員
遊	避難所班	①部内の連絡調整に関すること ②避難所の設置運営の総合 調整に関すること	初動期の活動の継続 ③避難所の運営の指示等に 関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	4	職員の半数	全職員
避難支援部	仮設住宅班	①住宅等の被害状況の把握 に関すること	災害救助法適用の場合 ②応急仮設住宅の建設用地確保及び設置に関すること ③応急仮設賃貸住宅の契約調整に関すること	災害救助法適用後の対応継続 ④応急仮設住宅の維持管理 及び入退去に関すること ⑤応急仮設賃貸住宅の家賃 等に関すること	状況に応じて配備	職員の半数	全職員

第1		災害応急対策計画			配	備要員	製
部	班	初動期	事務分掌	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
物資支援部	配給班	①避難者、被災者への備蓄食料、生活必需品等の調達に関すること	風水害の長期化もしくは災害救助法適用の場合 ②避難者等への備蓄食料等の配給に関すること		状況に応じて配備	職員の半数	全職員
又援 部	ボランティア班	①災害ボランティアの派遣 調整に関すること	初動期の活動に加え、災害救助法適用の場合 ②災害ボランティアの派遣に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	状況に応じて配備	職員の半数	全職員
	庁舎管理班	①部内の連絡調整に関する こと ②庁舎等市有財産の被災状 況及び保全対策に関する こと。	初動期の活動に加え、 ③市有財産の被害調査及び その対策に関すること	初動期、応急対策期の活動の 継続 ④私有財産建物等の応急修 理等に関すること	3	職員の半数	全職員
	教育施設班	①所管する学校等施設の被害状況の把握に関すること ②学校避難所の開設・運営への支援に関すること	初動期の活動に加え、 ③所管施設の応急復旧に関 すること	初動期、応急対策期の活動の 継続 ④所管施設の災害復興に関 すること	3	職員の半数	全職員
施設管理	道路対策班	①道路等所管施設の被害状況の把握に関すること ②地すべりや急傾斜地等、土砂災害の被害状況の把握に関すること ③水防に関すること	初動期の活動に加え、 ④緊急輸送道路等、重要道路 の啓開・復旧に関すること ⑤所管する工事現場等の保 全に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続 ⑥道路、水路等の災害復旧に関すること ⑦土砂災害警戒区域の対策について県と調整を図ること	4	全職員	全職員
部	水道対策班	①所管施設の被害状況の把握に関すること ②応急給水に関すること	初動期の活動に加え、 ③所管施設の応急復旧に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること ⑤断水状況や復旧の見通し等の広報に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続 ⑥所管施設の災害復興に関すること ⑦上下水道料金等事務に関すること	2	職員の半数	全職員
	下水道対策班	①所管施設の被害状況の把 握に関すること	初動期の活動に加え、 ②所管施設の応急復旧に関すること ③所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急対策期の活動の 継続 ④所管施設の災害復興に関 すること	2	職員の半数	全職員

ŢılŢ	別	・					
功1	[ימ.		事 務 分 掌			備要員	致
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
市民支援部	要支援者支援班	①部内の連絡調整に関すること ②避難行動要支援者の避難支援に関すること ③福祉施設(社会福祉施設、介護施設、障がい者施設等)の被害状況の把握に関すること ④福祉避難所の設置運営に関すること ⑤市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ⑥民生委員・児童委員の安否の確認に関すること ⑦日本赤十字社沖縄県支部との連絡調整に関すること	⑧避難行動要支援者の支援になる問題の把握に関すること。 ⑨被災者等に対する障がい者する変援を受付等の業務に関すること。 ⑩被災者等に対する介護保険サービスに関すること。 ⑪地域福祉に関すること。 ⑪行旅死亡人(身元不明遺体)に関すること。 ⑬被災者等に対するとと。 ⑬被災者等に対するとと。 ⑬被災者等に対するとと。 ⑬被災者等に対するとと。 ⑬被災者等に対すること。 ⑬被災者等に対すると	初動期、応急対策期の活動の継続	4	職員の半数	全職員
>援部	観光客支援班	①関連施設の被害状況の把握に関すること ②観光客等の帰宅困難者対応に関すること	;	初動期、応急対策期の活動の継続 ④所管施設の災害復旧に関すること	2	職員の半数	全職員
	住宅被害調査班	①公共施設、住宅等の被害調査に関すること	②建築物の応急危険度判定 及び被災宅地の危険度判 定に関すること ③建物等の罹災証明の申請 受付及び被害認定調査の 実施に関すること	災害救助法適用後の対応継続。 ④罹災証明書の発行に関すること ⑤被害認定の不服に係る再調査に関すること ⑥被災建物の大規模修繕に係る建築確認申請に関すること ⑦被災した固定資産の減免などの受付等に関すること	2	職員の半数	全職員

弗 I 班		<u> </u>	事務分掌		配	備要員	数
部	班	初動期	本	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
	救護班	①避難所での住民の健康保健相談等に関すること ②応急救護所での支援に関すること ③他自治体応援保健師の受入れ、運用調整に関すること ④沖縄県栄養士会等との連絡調整に関すること	初動期の活動に加え、 ⑤被災者等の心身の健康保 持及び疾病予防等の保健 活動に関すること ⑥避難所等における食料等 の栄養管理に関すること ⑦感染症予防対策に関する こと	初動期、応急対策期の活動の 継続	2	職員の半数	全職員
保健衛生部	環境保全班	①一般ごみの処理に関すること ②し尿の収集・処理に関すること ③災害廃棄物処理計画に関すること ④災害廃棄物の仮置場に関すること ⑤下水道施設等所管施設の被害状況の把握に関すること ⑥避難所等への仮設トイレの設置・管理に関すること	初動期の活動に加え、 ①動物の死体収容及びその 処置に関すること ⑧動物の保護・収容に関する こと ⑨浸水家屋の消毒に関する こと ⑩防疫に関すること ⑪防疫に関すること ⑪所管すること ⑫所管するエ事現場等の保 全に関すること ⑬避難所等の仮設トイレの し尿の収集・処理に関する こと	初動期、応急対策期の活動に加え、 ④下水道施設の災害復旧に関すること	3	職員の半数	全職員
	遺体安置所班	①遺体安置所の設置及び運営に関すること ②警察及び葬祭業者等との連絡調整に関すること ③火葬・埋葬に関する総合調整に関すること	初動期の活動に加え、 ④身元不明遺体の取り扱い に関すること(保護課と連携)	初動期、応急対策期の活動の 継続	0	職員の半数	全職員
	消防総務班	①所管施設の被害状況の把握に関すること ②部内の連絡調整に関すること ③職員の非常招集に関すること ④職員の安否確認に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	初動期の活動に加え、 ⑥物品等の調達に関すること で所管施設の応急復旧に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑧所管施設の災害復興に関すること ⑨予算経理に関すること	2	全職員	全職員
救命救助部	警防班	①被害情報の収集に関すること ②活動方針に関すること ③県内消防機関との連絡調整に関すること ④緊急消防援助隊に関すること ⑤消防団員の招集配置に関すること ⑥医療機関等との連絡調整に関すること	初動期の活動に加え、 ⑦消防資器材等の調達に関 すること	初動期、応急対策期の活動の継続	2	全職員	全職員
	予防班	①危険物施設の被害状況の 把握に関すること ②危険物施設の保安指導に 関すること ③出火防止等の広報に関す ること	初動期の活動の継続	初動期、応急活動期の活動に加え、 ④火災原因調査及び焼損被害調査に関すること ⑤火災等の罹災証明の発行に関すること	2	全職員	全職員

班	別				配備要員数		数
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
救命救助部	消防班	①住民への避難広報に関すること ②消防車両等の保全に関すること ③消火、救助、救急活動に関すること ④応急救護所の設置に関すること ⑤警戒区域等の設定に関すること 通信員 ⑥災害情報の広報に関すること ⑦被害状況の把握に関すること ⑧通信指令に関すること	初動期の活動に加え、 ③消防・救急体制の維持に関すること ⑩行方不明者の捜索に関すること ⑪教援物資の輸送等への協力に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	当直員	全職員	全職員
	復興統括班	①部内の連絡調整に関すること	初動期の活動の継続	初動期、応急活動期の活動に加え、 ②産業の復興の総括に関すること ③障害物及び倒壊家屋等の撤去に関すること ④被災市街地の復興に係る都市計画手続きに関すること	4	職員の半数	全職員
産	農水産業復興班	①所管施設の被害状況の把 握に関すること	初動期の活動に加え、 ②農水産関係の被害の把握に関すること ③農水産関係機関との連絡調整に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑤農水産関係の被害に関する罹災証明等の発行に関すること ⑥農水産業の災害関連融資に関すること ⑦農水産業復興支援に関すること	4	職員の半数	全職員
業復興部	商工業復興班	①所管施設の被害状況の把 握に関すること	初動期の活動に加え、 ②商工業関係の被害の把握に関すること ③商工業関係機関との連絡調整に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 (⑤所管施設の災害復旧に関すること (⑥商工業関係の被害に関する罹災証明等の発行に関すること (⑦復興のための商工業金融対策等の実施に関すること (⑧被災者の就職支援に関すること	2	職員の半数	全職員
	観光業復興班	①所管施設の被害状況の把 握に関すること	初動期の活動に加え、 ②中城湾港新港地区入居企業等の相談体制などに関すること ③災害時の雇用確保対策に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 ④観光施設の復旧支援に関すること ⑤観光の復興に関すること ⑥観光客に対する広報に関すること	2	職員の半数	全職員
全体支援部	支援班	①全体統括班の指示による 他の班への応援	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員

3 現地対策本部

(1) 現地対策本部の考え方

災害により甚大な被害が発生した場所・地域では、市をはじめ消防、警察などの多数の防災関係機関が救助及び救援活動を展開することとなる。これら防災関係機関が円滑な活動を実施するためには、現地において活動機関が情報を共有し、活動内容の調整を図る必要がある。

そのため、市長は、状況に応じて必要と認めるときは、被災現場付近に現地対策本部を設置し、 救助や救援活動の総合調整を行うものとする。

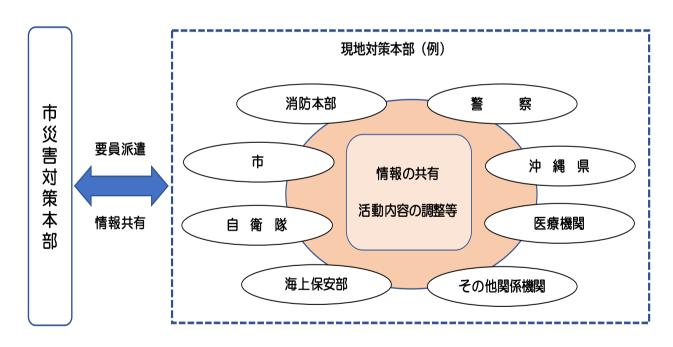
(2) 現地対策本部の要員

現地対策本部長(以下「現地本部長」という。)に副市長(副市長が不在又は連絡不能の場合は、市長が指示する者)を置き、現地対策本部長を補佐する要員として防災担当から1名、消防本部から1名及び関係各課から必要な人数をもって構成し運営するものとする。

(3) 防災関係機関への連絡及び職員の派遣要請

市長は、現地対策本部を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡を行い、関係職員の派遣について要請するものとする。

<現地対策本部のイメージ>



4 災害対策の職員動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、対策本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模 を指示する。

(2) 災害対策体制基準

① 体制の基準

災害警戒準備体制をはじめ、災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

	体制区分	災害警戒	災害警戒本部	災 害 対	策 本 部
	种的区分	準備体制	火日 i 八个印	第一配備	第二配備
災領	事等全般の基準	▶災害警戒本部	大雨や洪水、暴風等	・大雨等の特別警報	・市内に大規模な災
		の設置に至ら	の警報又は土砂災	が発表され、情報の	害が発生した場合
(地	震・津波災害の基	ない小規模な	害警戒情報の発表	収集及び避難対策	
準に	は、第2編に記載す	災害の発生又	があり、情報の収集	等の必要があると	
る。)	は発生が予想	及び避難対策等の	き	
		されるとき	必要があるとき	・大規模な事故等に	
			台風の暴風域に入	より、周辺住民の避	
			ることが予想され	難などが予想され	
			るとき	るとき	
			大規模な事故等に		
			より情報の収集を		
			強化する必要があ		
			るとき		
			・副市長、各部の部	·市長、副市長、教育	*第一配備と同じ
配	本部要員	_	長、参事等	長、各部長等、参事	
備					
		▶防災担当課員	・所管施設等の被害	・所管施設等の被害	·最大動員(出勤可
人	夕細学学の仕場	及び必要に応	状況の確認及び救	状況の確認及び救	能な全ての職員)
員	各課室等の体制	じて関係する	助救援の準備に必	助救援の実施に必	
		部署の課員	要な要員の配備	要な要員の配備	

[※] 各課室等の配備人員は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」の《災害対策本部等(警戒部本 部)の所掌事務及び組織機構》のとおりとする。

② 配備人員の選定等

各部長等は、体制の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

また、部内の緊急連絡網を構築するとともに、毎年4月1日には、部内管理職の連絡名簿を防 災担当部長に提出するものとする。

(3) 動員方法及び勤務時間外、休日における参集時の留意事項

動員方法及び勤務時間外、休日における参集時の留意事項については、「第2編 第1節 組織 計画」のとおりとする。

【Ⅱ 台風時における対応体制(災害警戒本部体制)】

台風の常襲地帯となっている地勢的な環境から、組織体制等を特別に掲げ、市域の被害軽減を図るものとする。

1 災害警戒本部

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるときは、市本庁内に副市長(副市長が不在又は連絡不能な場合は総務部長)を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとるものとする。

また、台風が勤務時間外及び祝日に接近することが予想される場合には、事前に警戒本部の設置日時や各部課の事前対策等の協議を行ない、その決定事項を各部局等の課長等へ指示し備えるものとする。

(1) 災害警戒本部員

災害警戒本部員は、副市長、市長部局の部長等、教育委員会の部長等、消防長及び水道部長をもって組織する。

(2) 災害警戒本部での主な協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

なお、災害警戒本部員であって、暴風警報発表時、災害警戒本部会議へ出席のため、本庁まで登 庁することが困難な場合は、企画部参事へ連絡し各庁舎で待機するものとする。

その際、企画部参事は警戒本部会議での協議決定事項を速やかに各庁舎で待機中の本部員へ伝達するものとする。

また、災害警戒本部員以外で、警戒本部長が特に必要と認める者について警戒本部会議へ出席させることができるものとする。

開催場所	市役所本庁3階庁議室
主な報告事項	① 各部の配備体制に関すること
	② 災害、被害状況に関すること
主な協議事項	① 応急対策に関すること
	② 避難準備情報に関すること
	③ 避難指示等に関すること
	④ 災害対策本部の設置に関すること
	⑤ 災害警戒本部の廃止に関すること
	⑥ 閉庁に関すること
	⑦ 台風通過後の清掃などに係る職員応援等に関すること
	⑧ その他本部長が必要と認めること

(3) 災害対策要員

災害対策要員は基本的には下記の課の長等とするが、災害状況により各部局長が配備要員の増減 を指示するものとする。その際、各部局長は出勤した配備要員の名簿(別紙様式)を作成し、企画 部参事に報告するものとする。

また、配備要員等に指示されていない職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

部課名		配備要員	主 な 活 動 内 容		
企画部 企画政策課		2名	避難受入れ対応要員		
	危機管理課	3名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、		
		3名	災害・気象情報収集要員		
	秘書広報課	1名	市長、副市長への連絡及び日程調整要員		
総務部	総務政策課	2名	庁舎の保全対策要員		
市民生活部	市民課	3名	市民課窓口対応要員(各庁舎1名配置)※平日のみ		
	環境政策課	2名	ごみ回収方法等対応要員		
福祉部	福祉政策課	2名			
	保護課	2名	· 啦撒/完新.而士怪老士怪.\$P\$		
	介護長寿課	2名	避難行動要支援者支援対策要員		
	障がい福祉課	2名			
農林水産部	農林水産整備課	2名	農道等災害対応要員		
都市建設部	都市政策課	5名	公共土木災害対策要員		
	維持管理課	2名	公園等対策要員		
	建築工事課	2名	市営住宅等関係対策要員		
会計課	会計課	2名	金融機関との連絡調整(歳入歳出管理)※平日のみ		
水道部	水道政策課	2名			
	工務課	2名	水道関係対策要員		
	営業課	2名			
	下水道課	2名	下水道関係対策要員		
教育委員会	教育政策課	2名	10世界で17年日		
	学務課	2名	一避難受入れ対応要員		
	教育施設課	2名	学校施設関係対策要員		
消防本部	消防政策課	ひ悪ファ			
	警防課	必要に	基 型内在数型内面具 《《字片色型等数面具		
	予防課	応じて	情報収集等対応要員、災害応急対策等要員		
	各消防署所	配備			

(4) 警戒活動

警戒本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

その際、具志川地域は総務部及び企画部、石川地域は都市建設部及び経済産業部、勝連地域は教育委員会、与那城地域は農林水産部が担当するものとする。

また、消防本部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(5) 避難の受入れ体制

住民から避難等の要請があった場合は、各庁舎で受入れるものとする。

その際、基本的には、具志川地区(本庁舎)、石川地区(石川地区公民館)、与勝地区(勝連シビックセンター)及び島しょ地区(平安座地区コミュニティ防災センター)計4箇所で受入れ対応するものし、受入れ対応部署については、別に定める。

また、施設及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確保できない場合は、状況に応じて必要な場所に開設する。

(6) 台風通過後の対応等

台風の直撃等を受けた場合、道路等においては、倒木や飛来物による交通障害がいたるところで 発生する。

これら倒木などの除去等については、多数の現場がある場合、管理部署のみの対応では速やかな 除去が困難なことから、状況に応じて、全庁体制で対応にあたるものとする。

特に、台風の通過が土日や祝日等にあたる場合は、災害警戒本部等で事前に調整を行い、円滑な 対応が実施できるよう努めるものとする。

(7) 災害警戒本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったと認める場合は、警戒本部を廃止し、被害状況、対策活動状況等を必要に応じて市長に報告するものとする。

また、警戒本部廃止後、危機管理課長は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

(8) イベント等の対応

各課等で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して 対応するものとする。

2 災害対策本部

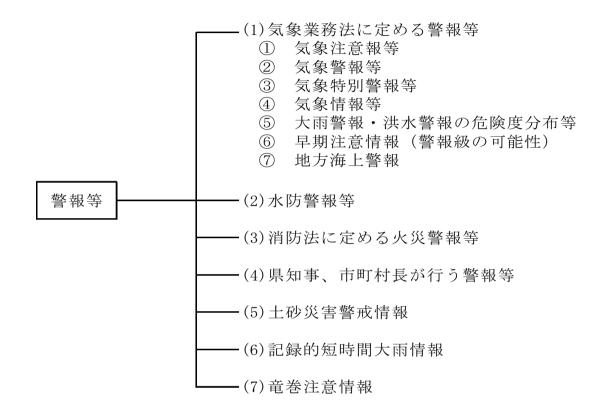
市全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがある ときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び活動内容については、「本節 I 風水害その他事故等による対応体制の 2災害対策本部」の内容によるものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に 伝達する措置等については、次により実施する。

1 気象注意報・警報等の種類及び基準



<警戒レベルを用いた防災情報の提供>

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもち

るんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

① 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・		概 要
注意報の種類		例 女
	大雨特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫して
	晋 +以	いる状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい
	警報	と予想されたときに発表される。
	波浪特別	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大き
	警報	いと予想されたときに発表される。
特別	高潮特別	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発
警報	同例付 <i>加</i> 警報	生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場
	言和	所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
		大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
		される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大
	大雨警報	雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記され
		る。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要
		があるとされる警戒レベル3に相当。
		上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生す
	シル 山。 若々 土口	るおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤
	洪水警報	防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が
		危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	見回数却	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	暴風警報	される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	仅仅言報	表される。
		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するお
警報 -	高潮警報	それがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必
		要があるとされる警戒レベル4に相当。
		大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
	大雨注意報	る。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避
		難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生す
		るおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる
		災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされ
		る警戒レベル 2 である。

		第1早 火音心忌刈块計画
特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに 発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある ときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管 凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表され る。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報 事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報 事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項 を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

② 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

●気象注意報発表基準

注意報名	基準 (沖縄気象台発表)
強風(平均風速)	陸上 15m/ s 、太平洋側 15m/ s
波浪 (有義波高)	2. 5m
高潮(潮 位)	1.3m

	注意報名	基準(沖縄気象台発表)	
4.=	表面雨量指数基準	11	
大雨	土壤雨量指数基準	117	
	流域雨量指数基準	天願川 8.3 川崎川 4.5	
	複合基準(表面雨量指	天願川 (5, 8. 1) 川崎川 (9, 4. 4)	
洪水	数,流域雨量指数)		
	指定河川洪水予報	_	
	による基準		
	雷	落雷等により、被害が予想される場合	
	乾燥	最小湿度 50%以下で実効湿度 60%以下	
濃霧 (視程)		陸上 100m(気象官署の値)、海上 500m	
低温注意情報		最低気温 5℃以下	
霜注意情報		最低気温 5℃以下	

※ 土壌雨量指数: 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌

中に貯まっている雨水の量を示す指数。

土壌雨量指数基準は、1 k m四方ごとに設定しているが、上記の雨量指数

基準は、市における基準値の最低値を示している。

※ 流域雨量指数: 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水

害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間を かけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

市では天願川、川崎川が対象となる。

※表面雨量指数 : 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、

降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

③ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告するもの。

●気象警報発表基準

警 報 名		基準 (沖縄気象台発表)	
暴風(平均風速)		陸上 25m/ s 、太平洋側 25m/ s	
波泽	良(有義波高)	6.0m	
Ī	高潮 (潮位)	2. 0m	
大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	22	
大雨 (土砂災害)	土壤雨量指数基準	168	
	流域雨量指数基準	天願川 10.7 川崎川 5.6	
複合基準(表面雨量指		天願川 (16, 9.7)	
洪水	数、流域雨量指数)		
	指定河川洪水予報		
	による基準		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 110mm	

④ 特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表 されるもの。 市長は、特別警報が発令された際には気象業務法第15条の2により、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

現象の種類	基準
	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される
	場合
大 雨	(特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、
	「大雨特別警報 (浸水害)」又は「大雨特別警報 (土砂災害、浸水害)」
	のように発表する。)
县 冨	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと
暴 風 	予想される場合
古 湖	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると
高潮	予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると
波浪	予想される場合

⑤ 気象情報

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先だって注意・警戒を喚起する場合や、特別 警報・警報・注意の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する気象情報」が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」が発表される。

気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりである。

台風の大きさ(風速 15m/s 以上の半径)	台風の強さ(最大風速)
大 型 500 k m以上 800 k m未満 超大型 800 k m以上	強 い 33m/s以上44m/s未満 非常に強い44m/s以上54m/s未満 猛 烈 な 54m/s以上

※ 上記基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

⑥ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、面的に確認できるよう、気象庁が提供している。

種類	概要
	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km 四方の
	領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。
	2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10
	分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発
	表されたときには、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
十二数却(L.T.W.字)	により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報(土砂災害)	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要が
の危険度分布	あるとされる警戒レベル5に相当。
→土砂キキクル	・「危険」(紫):危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ
	ル4に相当。
	・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされ
	る警戒レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に
	備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km 四
	方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。
大雨警報 (浸水害) の	1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新し
危険度分布	ており、雨が強まってきたときや大雨警報(浸水害)等が発表されたと
→浸水キキクル	きに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができる。
	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要が
	あるとされる警戒レベル5に相当。
	中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の
	高まりを5段階に色分けして地図上に示したもの。
	危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常
	時 10 分ごとに更新しており、中小河川の特徴である急激な増水による
	危険度の高まりを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要が
布	あるとされる警戒レベル5に相当。
→洪水キキクル	・「危険」(紫):危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ
	ル4に相当。
	・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされ
	る警戒レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に
	備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の流域雨量指数の予測 危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

⑦ 早期注意情報 (警報級の可能性)

5日先までの警報級の可能性について「高」、「中」の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(本島中南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位(沖縄本島地方など)で発表される。

大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑧ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域(海上予報区)に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想(24時間以内)がある場合、沖縄気象台が発表する。

- ⑦ 地方海上予報区の範囲と細分名称
 - ・沖縄気象台担当地方海上予報区 沖縄海域(SEA AROUND OKINAWA)
 - 細分名称

沖縄東方海上(SEA EAST OF OKINAWA)

東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

① 地方海上警報の種類と発表基準

発表基準
警報をする現象が予想されない場合又は継続中の
警報を解除する場合
濃霧により視程が 500m 以下 (0.3 カイリ以下)
最大風速が 13.9 m/s 以上 17.2m/s 未満
(28 /ット以上 34 /ット未満)
最大風速が 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満
(34 /ット以上 48 /ット未満)
最大風速が 24.5m/s 以上
(48 /ット以上)
台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上
(64 /ット以上)

(2) 水防警報等

① 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の注意報・警報は(1)気象業務法に定める警報等の①・②・③にある注意報・警報・特別警報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報		代替警報・注意報
水防活動用	気象注意報	大雨注意報
"	気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
"	津波注意報	津波注意報
,,,	津波警報	津波警報又は津波特別警報
,,,		(大津波警報の名称で発表)
"	高潮注意報	高潮注意報
"	高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
"	洪水注意報	洪水注意報
11	洪水警報	洪水警報

② 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

③ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、市民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報

市長は消防法の規定により、沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防 上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発表することができる。

〈火災予防上の警報発表基準〉

- ・火災気象通報は、沖縄気象台が発表する「乾燥注意報」の発表基準(最小湿度 50%以下で 実効湿度 60%以下)及び「強風注意報」の発表基準(陸上 15m/s、太平洋側 15m/s)と 同一の基準で行われる。
- ・なお、強風注意報基準を満たしても降水が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(4) 市長が行う警報等

市長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び市民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、市民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を

行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報に関しては、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」 (平成18年4月28日)及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」により運用し、その主な内容は次のとおりである。

① 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、沖縄県と気象台が共同で作成・発表する。

② 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生 してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を 支援することを目的とする。

なお、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当し、土砂災害警戒情報が発表された 市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) で確認できる。

③ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

⑦ 発表基準

警戒発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したときとする。

⑦ 解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。

④ 土砂災害警戒情報の利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨の状況等から予測可能な土砂災害(土石流や集中的に発生する急傾 斜地崩壊)を対象としている。

しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒 情報の発表対象とはしていない。

⑤ 市の対応

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、高齢者等避難や避難指示等を発令するものとする。

(6) 記錄的短時間大雨情報

気象庁は、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨(1時間

降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現しているときに、発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

沖縄本島地方の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表(本島中南部など)単位で発表する。

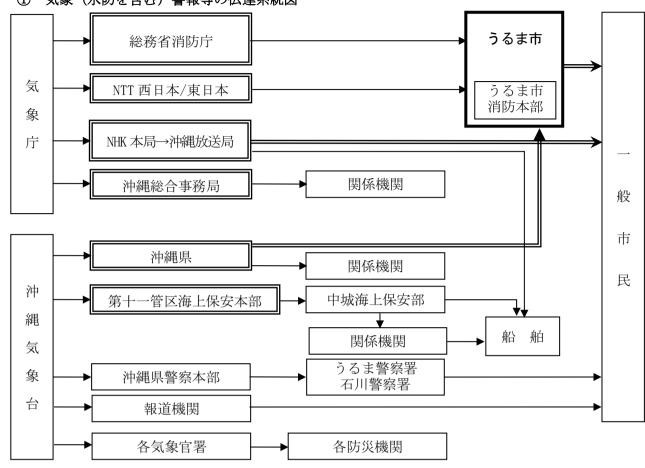
なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

2 気象警報等の伝達

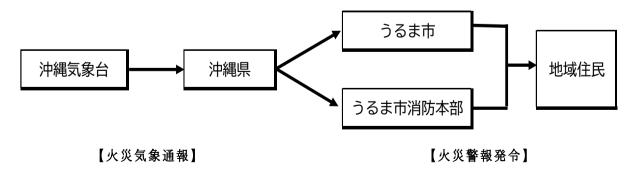
(1) 警報等の伝達

① 気象 (水防を含む) 警報等の伝達系統図

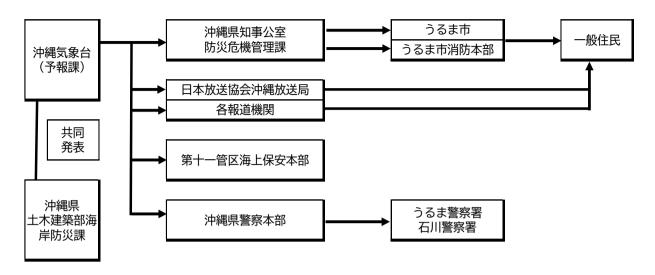


注)二重枠内() の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。細枠内の機関() は、その他連絡機関。二重線の矢印() は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

② 火災警報等の伝達系統図



③ 土砂災害警戒情報伝達系統図



3 異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し、異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

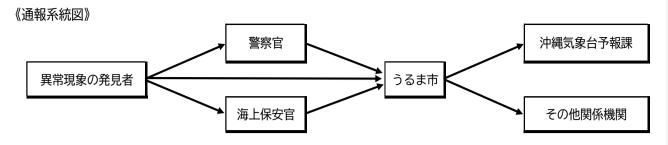
(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現象		
気象に関する 事 項	著しく異常な気象現象		強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する	1112 主	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する 事 項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象発見時の通報要領

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市及び各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。
- ② 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市に通報する。
- ③ 通報を受けた市は、以下の通報体系によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。



第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、「第2編第1章 第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策 を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市又は市消防は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- (1) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以 後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
- (2) 市消防は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- (4) 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」に定める 対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

(1) 警戒段階(台風等が接近し、大雨や洪水が予測される時期)

- ① 用語の解説、情報の取得先、市民等のとるべき措置
- ② 台風・気象情報
- ③ 水位情報(基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等)
- ④ 警報
- ⑤ 災害対策の状況(本部の設置、対策の現況と予定等)
- ⑥ 被災状況(浸水、道路冠水、土砂災害箇所等)
- ⑦ 道路・交通状況 (渋滞、通行規制等)
- ⑧ 公共交通機関の運行状況
- ⑨ ライフラインの状況(利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等)
- ⑩ 避難情報(高齢者等避難)

(2) 初動段階(暴風、浸水、土砂災害等が予測される時期)

① 避難情報(避難指示とその理由、避難所等)

(3) 応急段階(暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期)

- ① ライフラインの状況(利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等)
- ② 医療機関の状況
- ③ 感染症対策活動の実施状況
- ④ 食料、生活必需品の供給予定
- ⑤ 災害相談窓口の設置状況
- ⑥ その他市民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第7節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において、市単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、「第 2編 第1章 第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行うものとする。

第8節 避難計画

1 避難の原則

災害時における避難は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」に定める対策を風水害等の特性を 踏まえて実施する。

2 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。 なお、避難指示等、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「1 避難の原則」によるものとする。

(1) 実施者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者(以下「避難措置の実施者」という。)は、「第2編第1章第8節 避難計画の2の(1)実施者」のとおりとする。

(2) 避難情報等の発表基準等

市は、次の点に留意して、避難指示等の伝達にあたる。

① 避難指示等の判断は、気象情報や警報等をはじめ、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者、気象防災アドバイザー等の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

市の避難情報の基準は、以下のとおりとする。

9	高齢者等避難	
	災害の種類	発 表 基 準 等
	災害共通	警戒体制に入り、周囲の状況から危険が予想されるとき。
	河川氾濫 (水害)	大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、洪水が発生するおそれが あるとき。 また、水位周知河川については、氾濫注意水位を超えている場合。

	大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒区域(土砂災害危険箇
土砂災害	所等)で、総降雨量で多量の雨が降っており、更に雨が継続することが
	予想されるとき。
	超大型で猛烈な台風が接近し、短時間のうちに沖縄本島地方が暴風域に
台 風	入ることがほぼ確実の場合で、家屋等が老朽化するなどして危険が予想
	される世帯に早めの避難を呼びかける。
高潮災害	高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され
	た場合。

●高齢者等避難発表時に住民に求める行動

- ② 高齢者や障がい者などの要配慮者及び避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を 要する者は、計画された避難場所等へ避難行動を開始。(避難支援者は支援行動を開始。)
- **⑤** 上記以外の者は、家族等との連絡や非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始。

② 避難指示

災害の種類	発 表 基 準 等
災害共通	特別警報が発表され、切迫した災害の前兆があるとき。
河川氾濫	大雨特別警報又は洪水警報が発表され、現に浸水被害が認められるとき。
(水害)	また、水位周知河川については、氾濫危険水位を超えている場合。
土砂災害	土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害により
上切火音	重大な災害が予想される、又は現に災害が発生したとき。
高潮災害	高潮警報や高潮特別警報が発表され、浸水が予想される場合。

●避難指示発表時に住民に求める行動

まだ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、 生命を守る最低限の行動を求める。

状況によっては、避難所等まで移動するより、屋内に退避することの方が安全な場合があることに留意する。

例: 道路への浸水が始まっている場合や住宅1階部分が既に浸水している場合には、 無理をしないで2階部分へ避難するなど

⑤ 緊急安全確保

災害の種類	発 表 基 準 等
災害共通	災害発生又は切迫※している状況(必ず発令される情報ではない)
河川氾濫 (水害)	大雨特別警報(浸水害)が発表された場合。
土砂災害	大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。

※(切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況)

●緊急安全確保発表時に住民に求める行動

直ちに安全確保。

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は 急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたため に、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性 がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変 容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相 対的に安全である場所へ直ちに移動等する。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

例: 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも 浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に 緊急的に移動したりする。

土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動したりする。

- ② 警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話、大型ビジョン、ホームページ、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- ③ 避難指示等の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、市民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- ④ 避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び 緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高 齢者等避難の発令に努める。
- ⑤ 避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを平常時から、市民にも周知しておくものとする。

(3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」で定める公共施設のなかから、河川等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所等を十分考慮した安全な場所とする。

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 避難誘導

① 市民等の避難誘導

市は、避難対象区域に対して、防災行政無線やエリアメール等を活用して避難情報を伝達するとともに、必要に応じて、消防や市職員等を派遣し、自治会等と連携して避難誘導を実施する。

また、自力で避難等が困難となる高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦などの避難行動要支援者については、身内や近隣住民はもとより、避難行動要支援者名簿や自治会等からの情報を基に、地域と協力連携し、可能な限り戸別訪問により安否の確認及び避難の支援を行うものとする。

② 誘導従業者の安全確保

誘導従事者の安全確保避難誘導に当たっては、消防職員・団員、警察官及び市職員など、避難 誘導や防災対応にあたる者の安全を十分に考慮し、実施するものとする。

(5) 船舶等の避難

中城海上保安部は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

(6) 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」に準ずる対応とする。

なお、市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める ものとする。

3 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」に定める対策を風水害等の特性を 踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、「第2編 第1章 第9節 観光客等対策計画」に定める対策を 風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 10 節 避難行動要支援者対策計画

災害時における避難行動要支援者対策は、「第2編 第1章 第10節 避難行動要支援者対策計画」 に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 11 節 水防計画

水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、市の区域における河川等の洪水又は高潮等の水害から市 民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 実施担当

水防管理者である市長は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう必要な組織を整備しておくものとする。

2 水防組織

市災害対策(警戒)本部において、主に施設管理部道路対策班が水防に関する活動等を担うものと する。

ただし、災害の状況によっては、道路対策班だけでの対応は困難なことが予想されることから、施設管理部長(都市建設部長)は、施設管理部全体で対応できるよう応援体制について、調整を図っておくものとする。

また、市消防においても警戒巡視、救急・救助体制を整え、不測の事態に対応できるよう関係部署と連携を図っておくものとする。

3 水防活動

市が行う水防活動については、おおむね次のとおりである。

- (1) 水防に関係のある気象の予報・注意報・警報等の気象情報の収集・伝達
- (2) 管轄する区域の河川、海岸等の巡視、警戒
- (3) 所管水防施設等の被害調査
- (4) 天願川の可動堰の調整に関すること
- (5) 水防に関する応急対策に関すること
- (6) 洪水や高潮等による被害の発生又は発生するおそれがある地域住民の避難に関すること(水防法第29条に基づく立ち退きの指示)
- (7) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (8) 対策会議に関すること
- (9) その他必要な水防活動

4 避難のための立ち退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認められるときは、統括情報部全体統括班及び施設管理 部道路対策班は水防法等に基づき、避難の措置等を実施するものとする。この場合の避難要領は、「第 2編 第1章 第5節 災害広報計画」を併用し、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるも のとする。

5 水防対策巡視

災害により、堤防や護岸等の水防施設が破損した場合、その管理者は関係機関と連携協力し、全力をあげて応急復旧に努めるものとする。

6 その他

(1) 休日・夜間等の体制

水防を担う土木課職員及び総務課防災係員は、常に気象の変化に注意し、水防に関係のある異常な気象現象(大雨や異常潮位)により、水防活動を行わなければならない事態が予想されるときは、 進んで所属長と連絡をとり、登庁するものとする。

(2) 警戒・巡視

水防対策を実施する班(施設管理部道路対策班、救命救助部消防班)は、大雨や異常潮位等により警戒・巡視するときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視するものとする。

ただし、台風の接近等による暴風にあって、絶えず巡視することが危険な場合は、その限りではない。この場合、状況に応じて巡視を行うものとする。

第 12 節 消防活動計画

災害時における消防活動は、「第2編 第1章 第11節 消防活動計画」に定める対策を風水害等の 特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 救助計画

災害時における救助活動は、「第2編 第1章 第12節 救助計画」に定める対策を風水害等の特性 を踏まえて実施するものとする。

第 14 節 医療救護計画

災害時における医療救護は、「第2編 第1章 第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の 特性を踏まえて実施するものとする。

第 15 節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、「第 2編 第1章 第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台 風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

<各道路管理者と県警察の連携>

各道路管理者と県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、台風接近時における海中道路及び浜比嘉大橋の交通規制については、地域住民や観光客等に及ぼす影響が大きいことから、市、県(中部土木事務所)、市消防及び県警察は、密接に連携し、通行規制等の措置を講じるものとする。

また、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、情報の共有を図るよう努める。

第 16 節 治安警備計画

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、「第2編 第1章 第15 節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 17 節 災害救助法適用計画

災害救助法に基づく被災者の救助は、「第2編 1章 第16節 災害救助法適用計画」に定める対策 を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 18 節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、「第2編 第1章 第 17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 19 節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、「第2編 第1章 第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、「第2編 第1章 第19節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 21 節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画

災害時における被災地の支援物資及び義援金の受入れ・配分は、「第2編 第1章 第20節 救援物 資及び義援金の受入れ・配分計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 22 節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び動物の保護収容は、「第2編 第1章 第21節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえ て実施するものとする。

第 23 節 行方不明者の捜索、遺体収容及び埋火葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、「第2編 第1章 第22節 行 方不明者の捜索、遺体収容及び埋火葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものと する。

第 24 節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、「第 2編 第1章 第23節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏ま えて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針(平成17年7月)」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第 25 節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、「第2編 第1章 第24節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定などの二次災害防止対策は、「第2編 第1章 第25節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 27 節 学校活動と教育対策及び保育計画

災害時における学校活動等の応急教育対策は、「第2編 第1章 第26節 学校活動と教育対策及び 保育計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 28 節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、「第2編 第1章 第27節 危険物等災害応急対策計画」に定める 対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規 模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第 29 節 海上災害応急対策計画

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の油等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、海上における治安の維持、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて市民に及ぼす被害の拡大防止対策を図る。

1 連絡調整本部の設置

海上事故により、油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急 対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本 部長とする警戒本部が設置される。

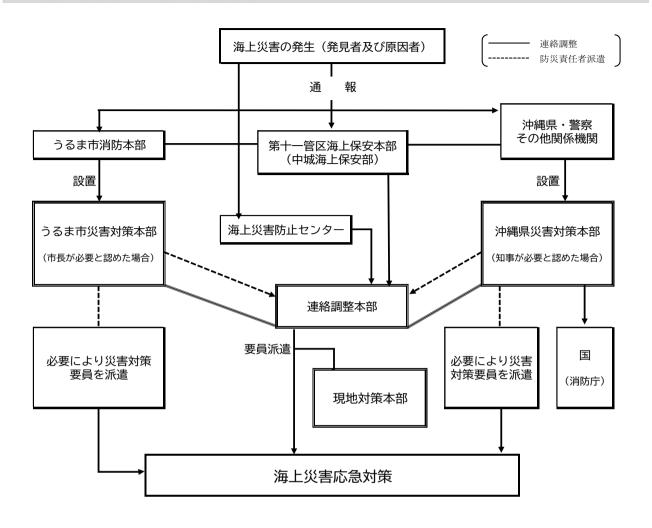
また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する 関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本 部内に設置される。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部(中城海上保安部)
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察本部
- (8) 関係市町村及び関係消防本部
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 海上災害防止センター
- (12) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 第十一管区海上保安本部(中城海上保安部)の実施事項

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部 (現地対策本部:中城海上保安部)を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により、被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告・出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

- ① 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇・航空機等による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
- ② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

③ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに巡視船艇・航空機等における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防 止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、 必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動 を行うものとする。

(5) 緊急輸送

「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画の3 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要性があると認めるときは、「海 上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海 上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障のない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中 毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況 その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況に ついて確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適 切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢 力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意 するものとする。

第1章 災害応急対策計画

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供 等の措置を講ずるものとする。

(10) 警戒区域の設定

「第2編 第1章 第8節 避難計画の2 地震等の避難体制」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置についての措置を講ずる。

- ① 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

5 その他関係機関の実施事項

機関名	役割
(1) 沖縄総合事務局	救援船舶の斡旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実
	施に関する指導及び連絡調整
(2) 陸上自衛隊	要請又は状況により、自らの判断により部隊等を派遣して行う
	以下の事項
	① 遭難者の救護
	② 沿岸住民の避難に必要な支援
	③ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
	支援
(3) 海上自衛隊	要請又は状況により、自らの判断により部隊等を派遣して行う
	以下の事項
	① 被害状況の調査
	② 遭難者の救出・救護

Ide He	第1章 災害応急対策計画
機 関 名	役 割
	③ 死傷病者の救出・搬送
	④ 行方不明者の捜索
	⑤ 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
	⑥ 人員・物資の輸送等
	⑦ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
	支援
(4) 沖縄県	① 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
	② 応急物資の斡旋及び輸送手段の調整
	③ 自衛隊、地方公共団体に対し、応援要請その他の応急措置
	④ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力
	⑤ 防除資機材及び消火資機材の整備
	⑥ 規模に応じ、災害対策本部等の設置
	⑦ 危険物施設に対する措置に関して、市町村長からの要求に基
	づく指導又は助言
	⑧ 災害救助法適用に関する措置
	⑨ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
	⑩ 災害の状況及び監視結果等について、適時公表及び事後の可
	能な限りでの環境への影響の監視評価の実施
	① 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
(5) 市及び市消防本部	② 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防
	止のための措置
	③ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実
	施
	④ 死傷病者の救出、援護(搬送、収容)
	⑤ 沿岸及び地先海面の警戒
	⑥ 沿岸住民に対する避難の指示
	⑦ 消火作業及び延焼防止作業
	⑧ その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
	⑨ 防除資機材及び消火資機材の整備
	⑩ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措
	置の指導
	⑪ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成
	並びに関係者への指導
(6) 沖縄県警察	① 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上から
	の火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
	② 危険防止又は民心安定のための広報活動
	③ 住民の避難誘導
	④ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
	⑤ 交通の秩序の維持及び通信の確保
	⑥ 人命救助の実施

第1章 災害応急対策計画

平 火口心心がが可凹	
機関名	役割
	⑦ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
	⑧ 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
	⑨ 関係防災機関の活動に関する支援
(7) 事故関係機関	① 海上保安官署への事故発生の通報
	② 遭難船舶乗組員の救助
	③ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
	④ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
	⑤ 消火活動等消防機関への協力
	⑥ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
	⑦ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣
(8) 海上災害防止センター	① 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び
	海上防災のための調査研究等災害予防の実施
	② 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有
	者等の委託を受けて、油防除等の実施
	③ 県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言
	自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められ
(9) その他関係機関、団体	た場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その
	他関係機関の応急対策に協力するものとする。

6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように関係機関・団体等と連携を図りつつ、被災の復旧・復興対策を講ずる。

(1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- ② 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第30節 在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、「第2編 第1章 第28節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施するものとする。

第 31 節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、「第2編 第1章 第29節 労務供給計画と応急公用負担」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第32節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体(青年団体、女性団体)への協力要請等は、「第2編 第1章 第30節 民間団体への協力要請」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 33 節 ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、「第2編 第1章 第31節 ボランティア受入計画」に定める 対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 34 節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、「第2編 第1章 第32節 公共土木施設応 急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 35 節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、「第2編 第1章 第33節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 36 節 交通機関応急対策計画

災害時の交通機関の応急対策は、「第2編 第1章 第34節 交通機関応急対策計画」に定める対策 を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第37節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、「第2編 第1章 第35節 農林水産 物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 38 節 島しょ地域の支援体制

災害時における島しょ地域への支援体制については、「第2編 第1章 第36節 島しょ地域の支援 体制」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 39 節 道路事故災害応急対策計画

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、応急活動等を横断的に行う必要がある場合には、「第2編 第1章 第1節 組織計画」の 定めるところにより、速やかに必要な体制を取る。

3 救急、救助、消火及び医療活動

- (1) 市は、救急、救助、消火活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、医療機関等の関係機関に応援を要請する。
- (2) 救急、救助、消火及び医療活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は県と協力し、必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

4 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

5 その他

(1) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備 しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

(2) 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 40 節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、県及び県警察と連携して、消火活動等の応急対策を行う。

1 市の活動

- (1) 市消防は、林野火災が発生した場合は、直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行うとともに、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、危機管理課に情報を伝達し、県及び関係機関に連絡する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用へリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市の消防力で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、県に対して、速やかに

第1章 災害応急対策計画

災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊へリコプターの臨時場外離発着場の確保及 び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な 医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の市民等の避難誘導を行う。

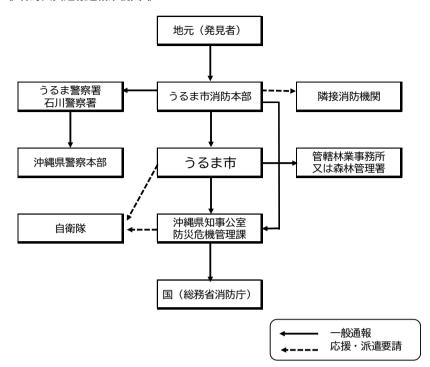
2 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 地元市町村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3 県警察の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警へリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導などを行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

《 林野火災通報連絡系統図 》



第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、「第2編 第2章 第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被害認定調査と罹災証明

被害認定調査と罹災証明については、「第2編 第2章 第2節 被害認定調査と罹災証明」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、「第2編 第2章 第 3節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 農林水産及び中小企業者等への支援計画

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、「第2編 第2章 第4節 農林水産及び中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえて実施するものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧 を促進するものとする。

|第5節 復興の基本方針

復興計画やまちづくりは、「第2編 第2章 第5節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の 特性を踏まえて実施するものとする。